

(常務理事及びその職務)

第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。

2 常務理事は、理事長を補佐し常務を処理する。

(付則)

1. この常務理事の3名から1名への変更は認可の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
2. 第32条の規約を第35条に変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。